

令和7年度

第2回八街市国民健康保険運営協議会八街市国民健康保険税率改定方針の策定について（改定方針の概要）

1 現状と課題

本市では、平成28年度に保険税率を改定して以降、繰越金や国民健康保険財政調整基金を活用し、令和7年度まで税率を据え置いています。

近年、一人当たりの医療費は上昇する一方、高齢化などにより被保険者数が減少するとともに、低所得の被保険者が増加するなど、社会情勢は著しく変化しています。

また、本市においても令和6年度に「財政健全化に向けた取組方針」を定め、計画的に歳入確保と歳出削減を実行することとしており、今後の国保財政は厳しい状況になることが見込まれます。

このような中で、国は市町村ごとに異なる保険税率の県単位での統一化を示し、千葉県は、令和11年度までに、「納付金ベースでの統一」を行い、12年度以降に県内統一保険税率への議論を進めていくとしていることから、本市においても国民健康保険事業を適正に運営するため、保険税率の適正化に向け、早急に検討する必要があります。

2 八街市国民健康保険税率の見直しについて

医療費の上昇や被保険者数の減少、国保財源の不足、将来、県内統一保険税率になること、令和8年度から実施される「子ども・子育て支援金制度の導入」を見据え、令和9年度から11年度において、段階的に標準保険税率に合わせていくことを基本とする「八街市国民健康保険税率改定方針」を策定し、計画的に税率の見直しを図ります。

3 対象期間

「第2期千葉県国民健康保険運営方針」との整合性を踏まえ、令和9年4月1日から令和12年3月31日までとします。

4 改定方針の見直し

千葉県の運営方針や本市の財政状況、財政調整基金の状況に大きな変更が生じた場合に見直すものとし、八街市国民健康保険運営協議会と情報共有を図るものとします。

5 見直しの方針

被保険者の急激な保険税の負担増の緩和の配慮し、次の点を考慮しながら税率等を見直しを図ります。

- ① 千葉県の運営方針では、[各市町村が保険料率を決定する際の参考となる標準保険料率を示すが、市町村は、標準保険料率を参考としつつ、地域の実情を考慮した上で、国民健康保険特別会計における収支が均衡するように実際に賦課する保険料率を決定する]としていることから、本市では、将来の統一保険税率(＝市町村標準保険税率)に近い水準の税率にすることを目標とします。
- ② 被保険者の負担緩和を図ること、及び令和8年度から実施する「子ども・子育て支援金制度」の導入を踏まえ、令和9年度から令和11年度までの期間で、2年ごとに、段階的に見直しを行います。
- ③ 保険税率の決定は、八街市国民健康保険運営協議会にて審議のうえ、決定します。

上記見直しの方針を基本として、令和11年度までに財政調整基金の繰入を徐々に削減し、解消できるよう努めます。

※法改正による限度額の見直し、軽減判定基準の見直し、子ども・子育て支援金等については、必要に応じて改正を行います。

○税率の見直しについて

見直しの方針を踏まえ、令和8年度は、子ども・子育て支援金制度の実施による保険税率の改定を実施し、令和9年度から令和11年度までは、2年に1回、計2回の税率改定を行うこととし、1回目の改定率は、直近の千葉県が示す標準保険税率との差を1/2解消できるように設定し、2回目の改定率は、千葉県が示す標準税率に設定します。

令和9年度以降は、千葉県内の保険税水準の統一化に向けて、本改定方針で示す保険税率を設定することとしますが、標準保険税率は毎年上昇傾向にあることや、令和5年度以降は財政調整基金を充当している状況から、本改定方針で示した保険税率を設定するとともに、基金の充当を減らしていくことで、保険税額の急激な増加とならないよう配慮します。

なお、千葉県の運営方針や本市の財政状況の変化、被保険者数が減少傾向であることや、一人当たり医療費の増加、保険給付費の増加などにより財政調整基金を使い切る場合など、急激な変化がある場合は、本改定方針を見直し、保険税率の設定を前倒しすることで、必要な保険税収入に不足が生じないよう、保険税率を設定することとします。

○ 税率見直しのイメージ

① 医療分

年度	令和7年度	標準税率	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
所得割 (%)	7.50	7.72	7.50	7.61	7.61	7.72
均等割 (円)	23,000	22,390	23,000	22,700	22,700	22,400
平等割 (円)	32,000	30,868	32,000	31,500	31,500	30,900

② 後期高齢者支援分

年度	令和7年度	標準税率	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
所得割 (%)	2.00	3.17	2.00	2.59	2.59	3.17
均等割 (円)	10,000	14,839	10,000	12,500	12,500	14,900

③ 介護分

年度	令和7年度	標準税率	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
所得割 (%)	1.50	2.43	1.50	1.97	1.97	2.43
均等割 (円)	12,000	17,315	12,000	14,700	14,700	17,400

参考1 税率改定による影響額（代表的な例）

【令和9年度改正の場合】

① 3人世帯（主、被扶養者、子ども）

世帯の合計所得	種類	R7課税額	改正後課税額	影響額	1月当り影響額
0円 (7割軽減)	医療分	30,300	29,800	-500	-42
	支援分	9,000	11,200	2,200	183
	介護分	7,200	8,800	1,600	133
	合計	46,500	49,800	3,300	275
100万円 (5割軽減)	医療分	93,200	93,100	-100	-8
	支援分	26,400	33,400	7,000	583
	介護分	20,500	25,900	5,400	450
	合計	140,100	152,400	12,300	1,025
200万円 (2割軽減)	医療分	198,500	199,000	500	42
	支援分	55,400	70,600	15,200	1,267
	介護分	42,700	54,400	11,700	975
	合計	296,600	324,000	27,400	2,283
300万円	医療分	293,700	295,100	1,400	117
	支援分	81,400	104,000	22,600	1,883
	介護分	62,500	80,000	17,500	1,458
	合計	437,600	479,100	41,500	3,458

※介護分は40歳～64歳までの方に課税されます。

【令和11年度改正の場合】

② 3人世帯（主、被扶養者、子ども）

世帯の合計所得	種類	R7課税額	改正後課税額	影響額	1月当り影響額
0円 (7割軽減)	医療分	30,300	29,400	-900	-75
	支援分	9,000	13,400	4,400	367
	介護分	7,200	10,400	3,200	267
	合計	46,500	53,200	6,700	558
100万円 (5割軽減)	医療分	93,200	93,000	-200	-17
	支援分	26,400	40,300	13,900	1,158
	介護分	20,500	31,200	10,700	892
	合計	140,100	164,500	24,400	2,033
200万円 (2割軽減)	医療分	198,500	199,600	1,100	92
	支援分	55,400	85,400	30,000	2,500
	介護分	42,700	65,900	23,200	1,933
	合計	296,600	350,900	54,300	4,525
300万円	医療分	293,700	296,500	2,800	233
	支援分	81,400	126,100	44,700	3,725
	介護分	62,500	97,200	34,700	2,892
	合計	437,600	519,800	82,200	6,850

※介護分は40歳～64歳までの方に課税されます。

○参考2 国民健康保険団体連合会印旛支部 税率状況

市町名	適用年度	税率、限度額											保険料統一対応
		医療保険分					後期支援分			介護給付分			
		所得割	資産割	均等割	平等割	限度額	所得割	均等割	限度額	所得割	均等割	限度額	
成田市	R7	6.81%	-	22,100	19,100	650,000	2.13%	8,700	240,000	1.77%	15,700	170,000	対応済
	R6	6.59%	-	21,000	18,100	650,000	1.95%	7,900	220,000	1.72%	15,300	170,000	R6から隔年で対応
佐倉市	R6	6.33%	-	22,200	29,200	650,000	2.65%	7,000	240,000	1.52%	14,400	170,000	対応済
	H20	6.30%	-	21,000	28,000	650,000	2.00%	5,000	220,000	1.20%	11,000	170,000	R6から隔年、条例済
四街道市	R7	8.06%	-	21,100	22,100	650,000	2.18%	19,000	240,000	2.19%	17,300	170,000	対応済
	R6	7.96%	-	19,700	21,700	650,000	2.28%	19,300	220,000	2.20%	17,600	170,000	R6に対応済。以後毎年
八街市	H28	7.50%	-	23,000	32,000	650,000	2.00%	10,000	240,000	1.50%	12,000	170,000	未対応
	H20	6.30%	20.00%	22,000	35,000	650,000	1.70%	9,000	220,000	1.00%	11,000	170,000	検討中
印西市	R7	7.20%	-	24,000	29,000	660,000	2.30%	11,500	260,000	2.00%	14,000	170,000	対応済
	H23	6.90%	-	23,500	28,000	650,000	2.00%	9,000	240,000	1.80%	13,000	170,000	R7,9,11に改正予定
白井市	H22	7.03%	-	26,300	30,300	660,000	2.10%	4,300	260,000	1.42%	11,400	170,000	対応済
	H20	6.10%	-	23,000	30,300	650,000	2.10%	4,300	240,000	1.18%	11,400	170,000	R8に見直、後3年ごと
富里市	R元	6.80%	-	18,500	30,000	650,000	1.70%	7,000	240,000	1.50%	12,000	170,000	対応済
	H20	6.80%	-	20,000	32,700	650,000	-	-	220,000	1.50%	12,000	170,000	R8に見直。以後毎年
酒々井町	R7	7.48%	-	28,100	29,700	650,000	2.69%	16,300	240,000	2.14%	16,200	170,000	対応済
	R2	5.60%	-	23,000	31,200	650,000	2.70%	6,400	220,000	1.40%	13,000	170,000	R6の税率に改正済
栄町	R7	7.10%	-	25,500	27,500	650,000	2.14%	8,200	240,000	1.58%	13,300	170,000	対応済
	H24	7.10%	-	25,000	27,000	650,000	1.60%	6,000	220,000	1.50%	12,000	170,000	改定済